

総務常任委員会



第346回議会総務常任委員会

委員長 大木 義正
副委員長 鈴木 一夫
委員 岸元 孝夫
棚木 遠藤 伸
柏村 良一
〃 〃 〃

（議案第70号）
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

（議案第71号）
職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する

（議案第72号）
矢吹町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する

（議案第73号）
矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例

（議案第74号）
和解について

本案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、関係法律の題名等が改められたことに伴う当該引用字句について改正を行うもの。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

（議案第71号）
職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

本案は、独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、引用する条項号について所要の改正をするもの。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

（議案第72号）
矢吹町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する

本案は、先の税制改正による個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人、団体の指定に当たり、個人県民税の寄附金税額控除対象を改正する

（議案第73号）
矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、産科医療保障制度の創設から、当該制度に加入し産科医療の安全確保など質の向上に適切に取り組んでいる医療機関において国民健康保険の被保険者が出産した場合には、社会保険加入者との均衡を図ることから出産育児一時金を3万円増額する所要の改正。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

（議案第74号）
和解について

本件は、平成20年3月21日の火災により罹災した小松住宅の損害賠償による賠償責任の相手方、賠償額等の示談が成立したもので、当該和解案について地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。



文教厚生常任委員会

象法人、団体として指定された町内に所在する特定公益増進法人を、同様に個人町民税の対象法人等として指定するための所要の改正を行うもの。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

（議案第71号）
職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

本案は、独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、引用する条項号について所要の改正をするもの。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

（議案第72号）
矢吹町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する

本案は、先の税制改正による個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人、団体の指定に当たり、個人県民税の寄附金税額控除対象を改正する

（議案第73号）
矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、産科医療保障制度の創設から、当該制度に加入し産科医療の安全確保など質の向上に適切に取り組んでいる医療機関において国民健康保険の被保険者が出産した場合には、社会保険加入者との均衡を図ることから出産育児一時金を3万円増額する所要の改正。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

（議案第74号）
和解について

本件は、平成20年3月21日の火災により罹災した小松住宅の損害賠償による賠償責任の相手方、賠償額等の示談が成立したもので、当該和解案について地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

産業建設常任委員会

委員長 角田 秀明
副委員長 吉田 伸
委員 永沼 義和
藤井 精七
青山 英樹

（議案第71号）
職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

（議案第72号）
矢吹町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する

（議案第73号）
矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例

（議案第74号）
和解について

本件は、平成20年3月21日の火災により罹災した小松住宅の損害賠償による賠償責任の相手方、賠償額等の示談が成立したもので、当該和解案について地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

（議案第71号）
職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

本案は、独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、引用する条項号について所要の改正をするもの。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

（議案第72号）
矢吹町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する

本案は、先の税制改正による個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人、団体の指定に当たり、個人県民税の寄附金税額控除対象を改正する

（議案第73号）
矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、産科医療保障制度の創設から、当該制度に加入し産科医療の安全確保など質の向上に適切に取り組んでいる医療機関において国民健康保険の被保険者が出産した場合には、社会保険加入者との均衡を図ることから出産育児一時金を3万円増額する所要の改正。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

（議案第74号）
和解について

本件は、平成20年3月21日の火災により罹災した小松住宅の損害賠償による賠償責任の相手方、賠償額等の示談が成立したもので、当該和解案について地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。



（議案第71号）
職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

（議案第72号）
矢吹町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する

（議案第73号）
矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例

（議案第74号）
和解について

本件は、平成20年3月21日の火災により罹災した小松住宅の損害賠償による賠償責任の相手方、賠償額等の示談が成立したもので、当該和解案について地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。